

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について(案)

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- (1)デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)第44条
- (2)行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項及び第4項
- (3)行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)
- (4)静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第15条第3項及び第4項(予定)
- (5)静岡市行政手続条例(平成15年静岡市条例第8号)第15条第3項及び第4項(予定)

3 改正の趣旨及び内容

(1)行政手続法の改正

不利益処分をしようとする場合には、原則として、その名宛人となるべき者の意見を聞く「聴聞」という手続をする必要があります。

そして、聴聞をする場合は、その名宛人となるべき者にその通知をするのですが、その者の所在が判明しない場合は、「公示の方法」による通知をする必要があります。現行の制度では、市の掲示場に公告文を掲示して、公示の方法による通知をしています。

今後、令和8年5月 21 日に行政手続法、静岡県行政手続条例及び静岡市行政手続条例が改正されると、インターネットなどをを利用して、公示の方法による聴聞の通知をすることができるようになります。

(2)規則の改正の具体的な内容

改正後の静岡市行政手続条例第 15 条第4項は、市の条例等に基づく不利益処分について公示の方法による聴聞の通知をする場合には、規則で定める方法により、公示すべき事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く旨規定していることから、規則にその方法を定める必要があります。

そこで、市のホームページ等に公示すべき事項を記録することにより、不特定多数の者がパソコン等で閲覧することができるようにするため、静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成15年静岡市規則第7号)の一部を改正し、必要な規定を設けようと考えています。

4 規則等を施行する時期(予定)

令和8年5月21日